

訴 状

令和6年1月30日

さいたま地方裁判所 民事部 御中

原告代表者理事長 池 本 誠 司

(送達場所) 原告訴訟代理人弁護士 木 村 智 博

同 長 田 淳

同 松 苗 弘 幸

同 佐 藤 徳 典

同 木 下 真 由 美

同 宮 西 陽 子

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

代理人の表示 別紙代理人目録記載のとおり

共通義務確認請求事件

訴訟物の価格 1,600,000円

貼用印紙の額 13,000円

請求の趣旨

- 1 被告が、別紙対象消費者目録記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金額の支払い請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を負うことを確認する。
 - (1) 被告と対象消費者との間で、2019（平成31）年1月1日から2023（令和5）年9月25日までの間に、対象消費者と訴外株式会社ビューティースリーとの間で締結された全身脱毛施術エステティック契約の対価の立替払いを内容とする個別信用購入あっせん契約を締結し、当該契約に基づき支払われた割賦金相当額の不当利得返還義務。
 - (2) 上記(1)の金員に対する被告が対象消費者から返還請求を受けた日から支払い済みまで年3分の割合による遅延損害金支払義務。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

第1 事案の概要

訴外株式会社ビューティースリー（以下「訴外会社」という。）は、対象消費者との間で、「全身脱毛無制限コース」と称する全身脱毛施術エステティック契約を、1年間に有償施術4回及び第5回目以降は期間無制限の無償施術という内容により締結して営業していたが、令和5年9月25日に破産開始決定を受けて破綻し、その施術が履行不能となった。

被告は、加盟店である訴外会社の全身脱毛無制限コース契約の対価につき、対象消費者との間で個別信用購入あっせん契約を締結し、その割賦金の支払いを受けていたところ、訴外会社が破綻した現状において、「役務提供が有償回数分と無償回数分からなる契約については、有償回数分が中途解約の対象となる」という見解を表明している。現に、消費生活センターに寄せられる契約者からの相談苦情においても、有償施術4回分の履行の有無のみを清算の対象と

して提供済み役務の対価は請求するという見解により、5回目以降の期間無制限の施術の不履行分については何ら対応していないようである。

原告は、特定適格消費者団体として、訴外会社と対象消費者との間の全身脱毛無制限コース契約の対価の内訳の記載、役務提供回数及び期間の記載が、強行規定である特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）49条の中途解約権及び違約金上限規制を脱法する違法・無効な記載であることを理由に、対象消費者が訴外会社に対し、法定書面の虚偽記載によるクーリング・オフの行使（特商法48条）及び契約条件等の不実告知による取消し（同法49条の2）ができること並びに被告と対象消費者との間の個別信用購入あっせん契約について、法定書面の虚偽記載によりクーリング・オフの行使（割販法35条の3の11）及び不実告知取消し（割販法35条の3の15）ができることに基づき、対象消費者が被告に支払った割賦金相当額の返還請求が認められることについて、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「特例法」という。）に基づく共通義務確認請求を行うものである。

第2 当事者等

1 原告

原告は、内閣総理大臣から、特例法2条10号に基づき特定適格消費者団体の認定を受けた法人である（甲第1号証）。

2 被告

被告は、信販事業や貸金業を営む事業者であり、信販事業としては主にエステティック事業者と顧客との間の全身脱毛エステティック契約の対価について個別信用購入あっせん契約の締結を業としている。

3 訴外会社

訴外会社は、「シースリー」という屋号により全身脱毛エステティックサロ

ンを運営していた法人であり（甲第2号証）、関東圏を中心に全国63店舗を展開していたが、令和5年9月25日、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け（令和5年（フ）第5900号）、事業を停止した（甲第3号証）。

第3 事実経過

1 「全身脱毛無制限コース」と称する全身脱毛エステティック契約の締結

(1) 訴外会社が対象消費者との間で締結していた「全身脱毛無制限コース」と称する全身脱毛エステティック契約は、契約期間1年間に提供する全身脱毛施術4回分については単価10万円、合計40万円（30万円程度に値引き扱いのケースもある）と設定するとともに、5回目以降は同一内容の全身脱毛施術を期間無制限で無償施術を行うことを内容とする契約である（甲第4号証及び甲第5号証。以下「本件エステ契約」という。）。

(2) 本件エステ契約は、脱毛施術によって人の皮膚を美化するエステティックサービスを、1か月を超える期間にわたりかつ5万円を超える金額で締結するものであるから、特商法に規定する特定継続的役務提供契約（同法41条1項及び2項、政令11条及び12条別表第四）に該当する。

2 個別信用購入あっせん契約の締結

被告は、対象消費者との間で、訴外会社が対象消費者との間で本件エステ契約を締結するに当たり、その対価を立替払いし、12回から24回払程度の割賦払いとする個別信用購入あっせん契約（以下「本件クレジット契約」という。）を締結した（甲6）。

本件クレジット契約は、あらかじめクレジットカード等を発行することなく、役務提供契約の都度与信審査を行いその対価を加盟店に立替払いし、2か月を超える後払いにより支払いを受ける契約であるから、個別信用購入あっせん（割賦法2条4項）に当たる。

第4 本件エステ契約のクーリング・オフ及び不実告知取消し

1 本件エステ契約の対価の内訳、役務提供の回数及び期間の虚偽記載

本件エステ契約は、役務提供の対価の内訳、役務提供の回数及び期間の記載について、特定継続的役務提供契約における中途解約権行使時の損害賠償額または違約金の上限規制（特商法49条2項）を脱法する違法・無効な定めであり、虚偽の記載である。

(1) 特定継続的役務提供契約に対する特商法の規律

ア. 特定継続的役務提供は、美容サービスや教育サービスなど役務提供の内容や効果を事前に確定することが困難であり、役務提供者や受領者の個性によっても内容や効果が異なりがちであるうえ、一定期間の継続的な役務提供と対価の支払いを約束するものであるため、消費者にとって不確実性が高いこと（甲第7号証291頁）、内容が専門的であり、効果の達成が不確実あることから、勧誘に当たり言葉巧みな言辞で必ず効果があがると信じ込まされてしまう不適切な誘引行為が行われることにより、取引に不慣れた消費者が契約内容を十分理解・検討せず契約締結の意思が不安定なまま契約の締結に至るトラブルが少なくないこと（同326頁）、契約期間が長期にわたるため、消費者側に事情変更が生じた場合や、期待した効果が得られる以後の役務提供の継続を望まない場合などに、消費者が契約解除を希望しても事業者がこれに応じないこと（同335頁）などのトラブルが多発している。

イ. そこで、特商法は、特定継続的役務提供契約について、契約内容、条件、クーリング・オフ、中途解約権等を記載した契約書面交付義務（特商法42条3項）、法定書面受領から8日間は無理由かつ無条件で契約を解除できるクーリング・オフの権利付与（同法48条）、中途解約権の保障（同法49条1項）と損害賠償・違約金の上限規制（同法49条2項）を設けた。特に、中途解約に伴う精算額については、提供済み役務の対価に相当

する額のほか、契約残額の100分の10に相当する額または2万円のいずれか低い額の合計額に法定利率による遅延損害金を加算した額を損害賠償額の予定または違約金の上限として具体的に定めた（特商法49条2項1号イ及びロ、政令15条別表第四の第三欄）。この規定は強行規定であり、これに反し消費者に不利なものは無効とされる（同法49条7項）。

この中途解約時の違約金等の上限規制を回避しようとして、悪質業者は契約条件の設定において脱法的な条項を定めることが過去にも繰り返されてきた。

(2) 本件エステ契約における対価の内訳、役務提供回数及び期間の定め

ア. 訴外会社は、本件エステ契約を、「全身脱毛無制限コース」と称し、1回当たり70分程の全身脱毛施術の対価を、1回目から4回目までは単価10万円程度に設定する一方で、5回目以降は期間無制限で無償施術を提供することを約束し、「脱毛品質保証書」を交付するなどして、4回分の施術の対価のみで生涯にわたって全身脱毛の施術を無制限に受けられることを強調して勧誘し契約を締結してきた。

本件エステ契約の1回当たりの施術単価約10万円は、脱毛エステとしては極めて高額であるが、対象契約者は、5回目以降は期間無制限に無償施術を受けられる旨説明を受け、そうであれば高額ではないと考えて契約締結の意思決定をした。

イ. 脱毛施術のうち毛根部分に強力な光線を照射し毛乳頭や皮脂腺開口部等を破壊する施術は、医師法17条に違反する医療行為であるとして、医療機関ではないエステティックサロンにおいて実施することは許されない（甲8）。

そのため、エステティックサロンにおける脱毛施術は、皮膚の表面上の除毛処理にとどまるものであり、その脱毛効果は通常は3か月程度しか持たないとされている。

本件エステ契約において、契約期間1年、有償施術4回と設定しているのは、脱毛効果の状態を1年間維持するためには4回程度の全身脱毛施術が必要であることを前提としているからである。そして、2年目以降も脱毛状態を維持するためには5回目以降も同様な内容の脱毛施術を繰り返す必要があることから、訴外会社はこれを期間無制限の無償施術として約束しているのである。

つまり、訴外会社が展開する5回目以降期間無制限で無償施術を提供する契約は、例外的・恩恵的なアフターサービスではなく、4回目までの有償施術と同様な履行体制を継続的に確保し実施することが必要とされる債務であり、社会経済的に見て4回目までと同様の市場価値を有する債務である。

(3) 本件エステ契約の対価の設定方法の違法・無効

ア. 特定継続的役務提供の対価（特商法42条2項2号）の設定は、役務提供の実質的な市場価値を踏まえた対価を反映したものでなければならず、特定継続的役務提供の適用を免れるためまたは強行規定である中途解約時の違約金上限規制（特商法49条7項）を脱法するために恣意的な対価を設定することは許されない。

イ. この点につき、特商法を所管する消費者庁は、「役務提供の対価の部分は無料と称していても、抱き合わせで販売される商品等の価格と合計した額が政令で定める額を超えていれば、これに該当するものである。」（甲第9号証82頁）という解釈を示している。

これは、学習指導付き教材販売や美顔エステ付き化粧品販売の契約において、商品価格を高額に設定し、役務の対価を無償または低額に設定することにより、5万円を超える対価に当たらないと主張する事業者が現れたことに対し、実際に提供される役務の内容が1回当たりの実施時間や合計提供回数に照らして、無償または低額な対価の設定が実質的な市場価値と

乖離している場合は、実質的な役務の対価を商品価格に加算しているものと評価すべきことを確認したものである。

ウ．また、消費者庁は、「業として役務提供を行っている以上、完全に無料で役務を提供するということは考えにくいことから、無料提供と称している部分に係る人件費、設備整備費、化粧品代等は基本契約部分に転嫁されていると判断されることもある。したがって、この点をめぐって清算金のトラブルが生じた場合には、無料提供分に係る経費について、役務を無料で提供できる合理的な説明を含めて、清算方法の合理性について事業者側が立証する責任を負うこととなると考えられる。」（甲第7号証336頁）という解釈を明示している。

これは、エステティック契約において有償施術と無償施術とを使い分ける手口が横行したことを踏まえたものである。

エ．したがって、本件エステ契約において、有償施術4回分につき単価10万円とし、5回目以降期間無制限で無償施術を提供するという対価の内訳の記載は、中途解約時の精算額の上限規制（特商法49条）を脱法するばかりか、事業者の債務不履行時の清算基準についても消費者に一方的に不利な定めであり、対価の設定方法自体が違法・無効な虚偽記載であることが明らかである。

(4) 役務提供回数及び期間の設定の違法・無効

ア．役務の内容を構成する事項（特商法42条2項1号）のうち役務を提供する時間数、回数その他の数量の総計（省令93条3号）の記載は、消費者が本件エステ契約によって受けることのできる役務提供の内容を示すものである。これは、消費者が中途解約権を行使した場合のみならず、事業者の債務不履行が生じた場合に、提供済み役務と未提供役務の回数と対価の内訳を確定し清算を行う上で不可欠の重要事項である。

イ．本件エステ契約においては、有償施術4回とし、5回目以降は期間無制

限の無償役務と記載することによって、契約期間及び対価の記載と相まって、訴外会社の債務不履行が生じた場合及び対象消費者が中途解約権を行使した場合の清算対象が4回分の施術のみであり、5回目以降は清算すべき債務の対象外であると取り扱うことを狙ったものにほかならない。したがって、上記役務提供回数の記載は特商法49条7項に反し違法・無効な記載である。

ウ. また、契約期間とは、対価の分割払い期間ではなく、主たる債務の履行期間を指すものと解されており、役務提供契約においては、役務の提供期間（特商法42条2項4号）がこれに当たる。

この点につき、消費者庁は、「契約において一定の期間は無料で役務提供することとしているような場合には、消費者はこの無料役務提供期間も含めて役務提供を受ける権利を有していることとなる。したがって、政令で定める期間を超えているか否かについては、当該無料提供の期間も含めて判断することになる。」（甲第7号証285頁）という解釈を明示している。

エ. 本件エステ契約において、4回目までは有償施術、5回目以降は期間無制限の無償施術を保証する旨約束しているのであるから、5回目以降生涯にわたって全身脱毛施術を履行する債務を負う。

にもかかわらず、契約期間を1年間と記載していることは、「全身脱毛無制限コース」、「脱毛品質保証」を表示した本件エステ契約の債務の本旨に反する記載であり、有償施術4回分と回数を限定することと相まって特定継続的役務提供契約の中途解約権行使による清算義務の対象を制限するための脱法行為にほかならず、違法・無効な記載である。

2 法定書面の虚偽記載による書面交付義務違反とクーリング・オフの行使

(1) 法定書面交付義務とクーリング・オフ

ア. 特定継続的役務提供事業者は、特定継続的役務提供契約を締結したとき

は、法定記載事項（特商法42条2項1号ないし7号、省令93条、94条）を記載した契約書面を消費者に交付する義務を負う。法定記載事項として、①役務内容に関する事項として、「役務を提供する時間数、回数その他の数量の総計」（特商法42条2項1号、省令93条1項3号）、②「役務の対価その他役務の提供を受ける者が支払わなければならない金銭の額」、③「役務の提供期間」（特商法42条2項4号）、④法48条1項の契約解除（クーリング・オフ）に関する事項（同条2項5号）、⑤法49条1項の契約時解除（中途解釈権、違約金等上限規制）に関する事項（同条2項6号）などがある。

書面交付義務に違反したときは、行政処分の対象となるだけでなく、法定書面を交付せず、またはこれらの規定事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したときは、6月以下の懲役または100万円以下の罰金という罰則が科される（特商法71条1号）。

さらに、次に述べるクーリング・オフの起算日に影響する。

イ．特定継続的役務提供契約を締結した消費者は、法定書面を受領した日から8日間は、無理由かつ無条件で契約を解除できるクーリング・オフの権利（特商法48条1項）が与えられている。

クーリング・オフを行使した効果として、当該契約が全部解除され、役務提供事業者は、受領した金銭を全額返還する義務を負うほか、解除に伴う損害賠償若しくは違約金を請求することができない（特商法48条4項）だけでなく、提供済み役務の対価についても請求することができない（同条6項）。

ウ．法定書面が交付されていない場合、重要な法定記載事項が記載されていない場合または法定記載事項について虚偽の記載がある書面は、正確な契約内容・条件の情報が提供されていないことから、クーリング・オフの起算日が到来せず、クーリング・オフができる期間が継続するものと解され

る（甲第9号証90頁）。

裁判例の傾向としても、法定記載事項の不備や虚偽の事項が契約内容の特定として不十分であるなど重要な事項である場合や記載の不備や虚偽が複数ある場合には、それだけで期間経過後のクーリング・オフを認める傾向にある（甲第10号証476～485頁、特に482頁以下。）。

(2) 本件エステ契約への適用

本件エステ契約において交付された書面（甲第4号証及び甲第5号証）は、役務提供の対価の総額は記載されているものの、役務提供の回数、期間及び単価の設定について、有償施術は1年間に4回であり単価は10万円であると記載する一方で、5回目以降は期間無制限の無償施術であるとする恣意的な虚偽の記載を行い、消費者に対し、本件エステ契約の内容の中核である役務提供を受けることができる回数・期間・単価を誤認させ、もって消費者保護のための強行規定である中途解約権の行使及び違約金上限規制を脱法するものである。

つまり、法定記載事項について過失により記載漏れがあったという記載不備事案ではなく、故意の虚偽記載により契約内容・条件の重要事項に関する消費者の認識を積極的に誤認させ、中途解約権の行使と対価の清算義務を回避しようとする事案であるから、裁判例にみられる書面不備事案と比べて法定書面による正確な情報提供機能を害することが顕著であり、クーリング・オフの起算日が到来せず、いつまでもクーリング・オフを行使することができることが明らかである。

3 契約条件に関する不実告知による取消し

(1) 不実告知取消しの要件

特定継続的役務提供契約の勧誘に際し、役務の内容、対価、役務提供の回数・期間などについて事実と異なることを告げ、消費者が誤認して契約締結の意思表示をした場合、消費者は当該意思表示を取り消すことができる（特

商法44条1項、49条の2)

(2) 本件エステ契約への適用

ア. 対象消費者は、5回目以降は期間無制限で無償施術を継続的に受けられるとする「全身脱毛無制限コース」、「脱毛品質保証書」という書類を示されるなどして勧誘を受け、全身脱毛施術を生涯にわたって継続できるものと信じて、本件エステ契約を締結する意思表示をした。

イ. しかし、訴外会社は、全てまたはほとんどの顧客に対し「全身脱毛無制限コース」の契約を勧誘し締結する営業を展開していた。そのため、このような契約を締結した者が累積していけば、無償施術を受けられる契約者が増大し、無償施術を実施する経費が増大する結果、いずれは経営が破綻することが必至の商法である。実際のところ、訴外会社は期間無制限で無償施術を保証することを約した営業活動を展開した結果、令和5年9月に破綻したのである。

しかも、訴外会社の契約書面の規定（契約期間1年間の施術回数4回）を形式的に適用すれば、5回目以降の施術の提供について、訴外会社が破綻し脱毛施術の履行が不能となった場合でも未提供役務分について何ら債務不履行責任を負わないという特商法49条7項の強行規定に反する結論が導かれ、現に被告はそのように解釈している。

ウ. つまり、期間無制限の無償施術を約束する契約の仕組みは、将来履行不能となることが明らかな取引であり、かつ履行不能となった場合に訴外会社が何ら責任を負わないという規定であって、客観的に見て履行不能となることが必至であり、かつ対象消費者に対し未提供役務の対価の清算義務を負わないという不利益を及ぼす違法・無効な契約条件であるにもかかわらず、これを強調して勧誘したものであるから、契約内容・条件に関する不実告知に当たる。

なお、不実告知は、勧誘者の故意を要件としないことから、契約締結の

勧誘当時、客観的にみて債務の履行が不能に至ることが必至であり、これによって消費者に不利益を及ぼす契約条件であれば、これを約束することは契約内容・条件に関する不実告知に当たる。

エ. したがって、こうした勧誘を受けて誤認し契約を締結した消費者は、これを取り消すことができる。

第5 本件クレジット契約のクーリング・オフ及び不実告知取消し

1 割販法2008（平成20）年改正の趣旨と要点

(1) 法改正の趣旨

個別信用購入あっせん契約は、消費者にとっては対価を支払うという負担感がないままに高額の契約を締結しがちであり、販売業者にとっては契約締結後まもなく個別信用購入あっせん業者から対価の立替払いを受けることができ、債権回収のリスクを負わないため、無責任な販売方法を行う構造的な危険性がある。また、個別信用購入あっせん業者は、個別信用購入あっせん契約の締結の媒介業務を加盟店である販売業者・役務提供事業者に委託し、契約締結の場には立ち会わないで売上を獲得できるため、販売業者の販売方法や契約条件を十分把握しないままクレジット契約の申込みを承認しがちとなる。過去に個別信用購入あっせん契約を利用した大規模消費者被害（ココ山岡事件、ダンシング事件等）を繰り返したことから、「悪質な勧誘販売行為を助長する不適正な与信の排除」が社会的な課題となった（甲第11号証6頁）。

(2) 主な改正事項

こうした事態を踏まえ、割販法2008年改正において、従来から規定されていた抗弁接続規定（旧30条の4、現35条の3の19）に加えて、特商法の適用対象である訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引に個別信用購入あっせん契約を利用させ

る場合は、①加盟店契約締結時、個別契約申込時及び苦情発生時の加盟店の販売方法に関する適正与信調査義務（割販法35条の3の5）、②不適正与信契約の禁止（同35条の3の7）、③個別信用購入あっせん業者の申込書面及び契約書面交付義務（同35条の3の9）、④個別信用購入あっせん契約のクーリング・オフ（35条の3の11第1項2号）及び⑤個別信用購入あっせん契約の不実告知取消し（同35条の3の15）などが規定された。

2 本件クレジット契約の書面交付義務違反

(1) 個別信用購入あっせん業者の書面交付義務

個別信用購入あっせん業者は、特定継続的役務提供契約の対価について個別信用購入あっせん契約の申込みを受けたとき及び契約を締結したときは、各法定書面交付義務（割販法35条の3の9第1項4号、同第3項4号）を負う。

クレジット契約の法定書面の記載事項は、支払総額、商品代金・役務の対価の各回ごとの支払分の額及び支払時期などクレジット契約固有の内容・条件だけでなく、商品・役務の種類、役務の提供時期（特定継続的役務提供契約の場合は役務の提供期間）、役務提供を受けることができる回数若しくは期間（割販法35条の3の9第2項及び4項、35条の3の8、省令83条4号）など、与信対象である特定継続的役務提供契約の内容・条件に関する事項も含まれる。つまり、特定継続的役務提供事業者の交付書面の記載事項（特商法42条2項）と基本的に共通である。

個別信用購入あっせん業者が書面交付義務に違反したときは、行政処分の対象であるだけでなく、罰則（割販法53条3号）の対象でもあり、さらに個別信用購入あっせん契約のクーリング・オフの起算日にも影響する。

(2) 本件クレジット契約への適用

本件クレジット契約書面（甲第6号証）には、与信対象である全身脱毛エステティック契約の内容について、役務名・種類・型式欄に「脱毛コース一

式」「5回目以降無料サービス（上記コース）」「特別割引」、「役務期間（1年間の開始日と終了日）」と記載している。

これは、「脱毛コース一式」の意味として、「5回目以降無料サービス（上記コース）」が含まれていることを表示しているものであり、訴外会社が本件エステティック契約の契約内容として、「全身脱毛無制限コース」、「脱毛品質保証書」という表示とともに、全身脱毛施術を5回目以降は期間無制限で無償施術を継続的に受けられるという契約内容・条件を記載していることを反映した記載であると解される。

したがって、本件クレジット契約書面の記載事項は、役務提供の回数及び提供期間の記載と5回目以降は期間無制限で無償施術という恣意的な対価の設定を意味する記載と相まって、特商法49条の強行規定に違反する違法・無効な虚偽記載である。

3 個別信用購入あっせん契約のクーリング・オフの行使

(1) 個別信用購入あっせん契約のクーリング・オフ

特定継続的役務提供契約の対価について個別信用購入あっせん契約を利用したとき、消費者は、特定継続的役務提供契約のクーリング・オフ（特商法48条）とともに、個別信用購入あっせん契約についてもクーリング・オフ（割販法35条の3の11第1項2号）が適用される。この場合、個別信用購入あっせん業者に対しクーリング・オフの通知を行えば、特定継続的役務提供契約と個別信用購入あっせん契約が連動してクーリング・オフが適用される（割販法35条の3の11第7項）。

クーリング・オフの行使期間は、個別信用購入あっせん契約の申込書面または契約書面のいずれか早い方を受領した日から8日間である。法定書面の受領日とは、法定記載事項を満たした書面が適正に交付された日がクーリング・オフの起算日となるという解釈は、特商法の裁判例と同様である。この点につき、経済産業省は、「たとえ形式的には、法定書面の交付があったと

しても、当該書面の内容又は交付の方法に重大な瑕疵がある場合には、適切な書面が改めて交付され、申込者等が受領した日から、8日間の期間を起算すべきと考えられる。」（甲第12号証253頁）という解釈を明示している。

したがって、特定継続的役務提供契約の法定書面の記載事項に記載不備・虚偽記載があるときは、個別信用購入あっせん契約の契約書面にも記載不備・虚偽記載が生じることとなり、両方の契約についていつまでもクーリング・オフを行使できることとなる。

個別信用購入あっせん契約がクーリング・オフにより解除されたときの効果として、個別信用購入あっせん業者は解除に伴う損害賠償または違約金の請求ができず（割販法35条の3の11第5項）、提供済み役務の対価相当額についても請求することができず（同条第13項）、消費者から受領した既払金を全額返還する義務を負う（同条第11項）。

(2) 本件クレジット契約への適用

ア. 被告は、本件クレジット契約の与信対象である訴外会社の脱毛エステ契約の内容について、「当社が与信してきたビューティースリーの商品は、1年間に有償で4回の脱毛の施術をするコース（以下「主たる商品」といいます。）である。なお、主たる商品には、ビューティースリーと顧客との間において、5回目以降の無償のサービスが付帯されている。」、「特定商取引法49条との関係では、役務提供が有償回数分と無償回数分からなる契約については、有償回数分が中途解約の対象となると把握している。」（甲13）と主張する。

しかし、クレジット契約の与信対象である契約を主たる契約と附帯特約に分けたうえで、主たる契約部分だけが与信対象であるという主張は、抗弁接続（割販法30条の4、35条の3の19）の対象となる抗弁事由の範囲に関して、過去に議論されたところであるが、クレジット契約書面に

記載されているか否かを問わず、また口頭の特約を含めて、販売業者・役務提供事業者と消費者との間の契約内容・条件に関して、販売業者等に主張し得る抗弁事由は原則としてクレジット会社に対する抗弁事由となることは、主務官庁の有権解釈（甲14・7及び8頁）であり、かつ裁判例も同旨である（名古屋高判昭60・9・26判時1180・64、大阪高判平12・4・28判タ1055・172、大阪高判平16・4・16消費者法ニュース60号137頁など。）。

したがって、本事案において、中途解約権の清算対象及び契約書面の記載事項について無償施術・期間無制限の約束部分を含むことは明らかである。

イ. 本件クレジット契約書面（甲第6号証）の法定記載事項のうち特定継続的役務提供契約における役務提供を受けることができる回数及び期間の記載が、4回目までは有償施術、5回目以降期間無制限で無償施術という対価の記載と相まって、役務提供内容と対価を把握する中核となる重要事項であることは前述したとおりであり、個別信用購入あっせん契約においても中途解約時や債務不履行時の清算の基礎となる重要事項について誤認を招く虚偽記載である。

これに加えて、「脱毛コース一式」の数量が「1」としか記載されておらず、また「5回目以降無料サービス」の提供回数及び期間について何ら記載がない点で、訴外会社の契約書面よりも記載不備が甚だしい。

この記載不備ないし虚偽記載により、被告は、対象消費者の中途解約権行使があった場合だけでなく、事業者の債務不履行により以後の全身脱毛施術が履行不能となった事態においても、4回目までの有償施術の有無のみを基準に清算すれば足りるとする取扱いを根拠づけている。現に、訴外会社が破産開始決定を受けた以降、被告は対象消費者に対し、4回目までの施術を受け終わった者には残金全額を請求するという姿勢で臨んでい

る。

ウ. したがって、対象消費者は、本件クレジット契約について、クレジット契約書面の法定記載事項の虚偽記載があることを理由に、クーリング・オフを行使することができる。

クーリング・オフの行使の効果として、対象消費者は、被告に支払った割賦金について、提供済み役務の対価を含めて全額の返還請求ができる。

4 個別信用購入あっせん契約の不実告知取消し

(1) 不実告知取消しの要件

ア. 特定継続的役務提供契約について個別信用購入あっせん契約を利用した場合であって、役務提供事業者が、消費者に対し不実告知または故意の不告知を行った場合、役務提供契約の内容・条件に関する重要事項であれ、個別信用購入あっせん契約に関する重要事項であれ、当該不実告知等により消費者が誤認して契約を締結したときは、消費者は、特定継続的役務提供契約とともに個別信用購入あっせん契約も取消することができる（割販法35条の3の15）。

イ. 個別信用購入あっせんは、クレジット会社が加盟店である販売業者または役務提供事業者に委託して個別信用購入あっせん契約の内容・条件を協議し申込書面の作成から提出に至る契約締結の媒介業務を担当させているという特に密接な牽連関係があることに着目し、媒介受託者である加盟店が不当な勧誘行為を行ったときは、個別信用購入あっせん契約の意思表示にも瑕疵があると考えられるので、消費者契約法5条（媒介の法理）を基礎として、個別信用購入あっせん契約を取り消すことができるものと規定した（甲第12号証276～278頁）。

つまり、本条の取消し規定は媒介の法理を基礎とするものであるから、加盟店の販売方法に取消し事由が存在することを個別信用購入あっせん業者において知り若しくは知りうべきであったことは要件とされない。

ウ．取消しの効果として、個別信用購入あっせん業者は消費者に対し立替金相当額の支払いを請求することができず(割販法35条の3の15第3項、35条の3の13第2項)、消費者は個別信用購入あっせん業者に対し既払金の返還を請求することができる(35条の3の13第4項)。

(2) 本件クレジット契約への適用

ア．被告の加盟店である訴外会社は、対象消費者に対し、「全身脱毛無制限コース」、「脱毛品質保証書」という表示により、全身脱毛施術を5回目以降は期間無制限の無償施術を継続的に受けられるという契約内容・条件を提示して勧誘し、対象消費者は全身脱毛状態を将来にわたって持続できるものと誤認して、本件エステ契約及び本件クレジット契約を締結する意思表示をした。

イ．しかし、実際には、1年間の有償施術4回分の対価をもって、5回目以降期間無制限で無償施術を継続することは、客観的に見て破綻必至であり履行不能に至ることが明らかであって、不実告知に当たる。

しかも、訴外会社が破産開始決定を受けた現在、被告は、本件エステ契約書面及び本件クレジット契約書面の記載事項を根拠に、1年間の有償施術の提供の有無のみを基準に、提供済み役務の対価は全額請求するという対応である。つまり、被告は、強行規定に違反する違法・無効な契約内容を現に主張しており、期間無制限の無償施術の提供を約した契約条件が不実告知であることが明らかである。

ウ．したがって、訴外会社による不実告知により誤認した対象消費者は、本件エステ契約及び本件クレジット契約の締結の意思表示について不実告知取消しを行うことができる。

よって、対象消費者は、被告に対し、本件エステ契約及び本件クレジット契約の取消しによる不当利得返還義務として、既払金相当額を請求することができる。

第6 共通義務確認請求の要件該当性

1 特定適格消費者団体の集団的被害回復制度

国の認定を受けた特定適格消費者団体は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的損害について、事業者がこれらの消費者に対し、共通する事実上または法律上の原因に基づき金銭を支払う義務を負うことの確認を請求することができる（特例法2条）。

2 要件該当性

(1) 対象債権

本件事案は、対象消費者が被告に対して支払った本件クレジット契約に基づく割賦金について、クーリング・オフの行使による被告の既払金の返還義務（割賦法35条の3の11第11項）または不実告知取消しによる対象消費者の既払金返還請求権（割賦法35条の3の15第3項、35条の3の13第3項）の存在を確認するものであり、共通義務確認請求の対象債権（特例法3条1項2号）に当たる。

(2) 多数性

全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談において、エステティック事業者が訴外会社であり、かつ被告のクレジット契約を利用した事案について、令和2年1月1日から令和5年12月11日までの間に受け付けた相談件数が564件に上る。消費生活センターに寄せられる消費生活相談件数の割合は、実際の被害者のうちごく一部に過ぎないのが通常であるとされており、実際の対象消費者がさらに多数に上ること（特例法2条）が明らかである。

(3) 共通性、支配性

対象消費者は、いずれも訴外会社との間で本件エステ契約を締結し、その対価の支払いについて被告との間で本件クレジット契約を締結した者であり、その請求原因は、役務の対価の記載、役務提供の回数及び期間の記載が

特商法 49 条に違反する違法・無効な虚偽記載であることを理由に、法定書面の虚偽記載によりクーリング・オフを行使できること、並びに特商法 49 条の強行規定に反しかつ破綻必至の期間無制限の無償施術の提供を約束するという不実告知を理由に取り消すことができることであり、対象消費者と被告との法律関係上の中心争点は共通である。

そして、クーリング・オフの行使または不実告知取消しが認められるならば、簡易確定手続において、被告が対象消費者から受領した割賦金の既払金額は振込送金記録等により容易に算定できることから、上記中心争点が本件事案の解決において支配性（特例法 3 条 4 項）を有することが明らかである。

第 7 まとめ

よって、特定適格消費者団体である原告は、被告の対象消費者に対する不当利得返還義務の確認を求め、本訴に及ぶものである。

証 拠 方 法

証拠説明書（1）記載のとおり

添 付 書 類

1	訴状副本	1 通
2	甲号証	各 2 通
3	訴訟委任状	1 通
4	資格証明書	2 通
5	定款	1 通
6	理事会議事録	1 通

対象消費者目録

平成31年1月1日から令和5年9月25日までの間、訴外株式会社ビューティースリーとの間で「全身脱毛無制限コース」と称する、5回目以降期間無制限・無償施術付きの全身脱毛エステティック契約を締結し、その対価の支払いにつき、被告との間で、個別信用購入あっせん契約を締結し、本件口頭弁論終結日までの間、被告に対し割賦金の全部または一部の支払いを行った者であって、本件共通義務確認訴訟にかかる債権確定手続の基準日までの間に、被告に対し本件クレジット契約についてクーリング・オフの行使または不実告知取消しの意思表示をした者

当事者目録

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号
埼玉県生活協同組合連合会内
原 告 特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
上記代表者理事長 池 本 誠 司

(送達場所)

〒160-0022 東京都新宿区新宿六丁目27番56号
被 告 ライフティ株式会社
上記代表者代表取締役 栗 原 達 裕

代理人目録

(送達場所)

- 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-7-3
プリムヴェール703 木村・東谷法律事務所
原告訴訟代理人弁護士 木 村 智 博
- 〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目28番地
あじせんビル4階・6階 埼玉中央法律事務所
同 長 田 淳
同 松 苗 弘 幸
同 宮 西 陽 子
- 〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目62
マレーS・Tビル403 はるか法律事務所
同 佐 藤 徳 典
- 〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-2
松栄浦和ビル4階 新埼玉法律事務所
同 木 下 真 由 美